

貸主(家主)の皆様へ

民間賃貸住宅の情報提供について

当協会では、被災者の方々並びに避難を余儀なくされた方々へ、負担軽減措置のある民間賃貸住宅の情報提供を行っています。

貸主(家主)の皆様へ、物件の提供についてお申し出いただく際の手順をお知らせいたします。
ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

◆◆◆◆ 宅建協会（ハトマーク）会員の宅建業者を通じて、情報提供してください ◆◆◆◆

- ①お付き合いのある、もしくはご存知の岡山県宅建協会会員まで、その旨ご連絡ください。
- ②提供いただく際の条件等を会員宅建業者とご相談ください。会員には登録用紙【被災者に提供可能な民間賃貸住宅の戸数報告書〔岡山県内〕】を配布していますので、決定した内容を登録用紙に記載して、FAXもしくは電子メールで岡山県宅建協会本部事務局へ送ってもらってください。
- ③岡山県宅建協会ホームページへ、物件の情報が掲載されます。その他にも岡山県などを通じて被災者へ情報が届けられます。

ご注意ください！

宅建協会から、会報・協会HP・電子メールなどを通じて、今回の取り組みについて会員へ周知活動を行っていますが、貸主様からご連絡いただいた宅建協会会員の不動産業者が、今回の取り組みについてまだ承知していない場合もあり得ると思われれます。

その場合、協会本部事務局へ会員宅建業者からご連絡いただければ、今回の趣旨や手続きについて、ご説明させていただきますので、一度連絡を取ってみるようにお伝えください。

◆◆◆◆ 会員宅建業者を知らない・分からない 宅建業者に事情があって、支援事業に携われない場合 ◆◆◆◆

岡山県宅建協会本部事務局までご連絡ください。

- ①借主（被災者）さんと直接やり取りをしていただける場合
登録用紙【被災者に提供可能な民間賃貸住宅の戸数報告書〔岡山県内〕】をお送りしますので、内容をご記入の上岡山県宅建協会本部事務局までFAXもしくは電子メールでご返信ください。
- ②借主（被災者）さんと直接やり取りができない場合
可能な限り、ご協力いただける会員宅建業者をご紹介しますので、岡山県宅建協会本部事務局までご連絡ください。

お問い合わせ・連絡先

(社)岡山県宅地建物取引業協会（本部事務局）

TEL：086-222-2131

FAX：086-222-2179

E-mail：info@okayama-takken.jp